

答 申 第 2 号

平成24年7月11日

芦屋市長 様

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会

会長 芝 池 義 一

芦屋市情報公開条例第16条第2項の規定に  
基づく諮問について（答申）

平成23年11月9日付け芦水業第B - 34号による下記の諮問について、以下の  
ように答申します。

記

給水装置場所 町 , 水栓番号 , 申請者氏名 , 受付番号 号の給水  
工事費内訳明細のわかる書類に関する公開請求についてなされた平成23年9月  
13日付け公文書部分公開決定処分（芦水業第B - 21号）に対する異議申立てに  
関する諮問

## 第1 本審査会の結論

異議申立人の公文書公開請求(以下「本件請求」という。)に対し,芦屋市長(以下「実施機関」という。)が行った公文書部分公開決定処分(以下「本件処分」という。)は妥当ではなく,その全部を公開すべきである。

## 第2 異議申立てに至る経過

### 1 公開請求

異議申立人は,平成23年7月20日付けで芦屋市情報公開条例(平成14年芦屋市条例第15号。以下「条例」という。)第6条の規定に基づき,本件請求を行った。

### 2 本件請求に対する決定

実施機関は,平成23年9月13日付け芦水業第B-21号で「給水装置場所 町,水栓番号,申請者氏名,受付番号 号の給水工事費内訳明細のわかる書類」(以下「本件公文書」という。)の内容について検討した結果,単価及び金額(以下「本件情報」という。)を条例第7条第5号の事務事業情報に該当するとして本件処分を行った。

### 3 異議申立て

異議申立人は,平成23年10月27日本件処分を不服として,行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定に基づき実施機関に対し異議申立てを行った。

## 第3 異議申立ての理由

### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての主旨は,本件公文書に記載された材料費等の種別ごとの単価及び金額について,本件処分の取消しを行い,公開を求めるというものである。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が,異議申立書及び本審査会での意見陳述において主張している異議申立ての理由は,次のとおり要約される。

- (1) 公文書公開請求に基づき請求したのは, 町 番における給水装置工事納入通知書の工事設計及び清算書であるが,単価及び金額が何も公表されていない。この通知書に示される精算額は芦屋市水道部が行う公道給水分岐工事の工事代金であるが,工事発注者に対して工事を請け負う芦屋市水道部が精算額の内容を公表できないというのは納得できるものではなく,清算書の単価及び

金額をすべて公開するよう求める。

(2) 芦屋市では、個人が家屋等を建築する際公道上にある水道本管から敷地境界付近に設置する止水栓までの給水分岐工事を芦屋市水道部が施工する。他市では各市指定工事店が施工し自由競争の中、企業努力が行われ個人の負担が軽減されている。事実、芦屋市で行われる工事の6割程度で行われる工事も存するのに工事費用の内訳さえ個人に通知しないことは理解できない。

(3) 芦屋市水道部は計算書の公開によって、工事業者の積算能力低下を危険視しているが、芦屋市水道部の分岐工事材料費の積算は市場価格を全く無視したものであり、計算書の全部公開が入札に悪影響を与えることはない。

さらに、給水工事入札は予定価格及び最低制限価格が事前公表されており、設計単価が公表されたとしても入札応募価格決定に影響が出ることはない。

#### 第4 実施機関の主張要旨

実施機関が、意見書及び本審査会の意見聴取において主張している内容は次のとおり要約される。

1 本件公文書は建築主からの依頼に基づき、公道上にある水道本管から敷地境界付近に設置する止水栓までの給水分岐工事及びその掘削部と影響部の舗装復旧工事を芦屋市が行う際の積算資料である。そのため、本件公文書の単価を公開することにより、水道本管からの引込給水管分岐工事1箇所当たりの金額及び舗装復旧費用が推測され、水道部が行う工事の工事設計価格が類推され、適正な入札が行われなくなるおそれがある。また、入札を行わない少額の同種工事の単者随意契約についても工事設計価格が類推され、業者の見積金額が工事設計価格と同額か、少し下回る金額になり高止まりが生じるおそれがある。

2 また、市の工事設計価格が類推できるようになると、業者は積算する努力を怠るだけでなく、積算能力が欠如している業者も類推した工事設計価格を用いて入札することが可能になり、不適格な業者が落札するおそれがある。

以上の理由により、本件公文書中の非公開部分を公開すると市の公共事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため、芦屋市情報公開条例第7条第5号の事務事業情報に該当するため単価及び金額を非公開とした。

#### 第5 審査会の判断

1 本件公文書の非公開情報について

実施機関が非公開とした情報は以下の種別の単価及び単価に数量（公開されて

いる) を乗じた金額である。

材料費

・分岐・止水部

・引込管部

穿孔工事費

・給水分岐部

・取付管部

路面復旧費

・給水分岐部

・取付管部

撤去費

・撤去工事費

・路面復旧費

断排水費(単価のみ)

・50mm以下

共通仮設費

・交通誘導員

## 2 本件請求に係る工事の内容について

### (1) 芦屋市が行う公道給水管分岐工事について

芦屋市では、公道給水管分岐工事については、標準的な分岐工事を設定し、当該年度の予測工事件数に基づいた設計価格で年に2回入札手続きを行い、請負業者を決定している。落札業者は、契約期間中に工事の申請があった場合、芦屋市が作成した給水工事施工指示書に基づき施工する。工事費用は、下記の(2)~(4)により算出される。

### (2) 公道給水管分岐工事の積算について

公道給水管分岐工事は、材料費、穿孔工事費、路面復旧費などの工種別に積算され、すべての項目について、請負率を乗じて算出する。請負率は、公道給水管分岐工事のみに使用されるものである。

### (3) 材料費について

材料費の単価は、材料単価表に記載されている採用単価に共通仮設費、現場管理費、一般管理費である諸経費率及び請負率を乗じて算出したものである。材料単価表は、水道部が使用する約800項目の水道用材料について、年度毎に数社から見積書を徴収し、採用単価を決定したものであり、水道部が行うす

すべての工事の積算に使用される単価である。

- (4) 穿孔工事費，路面復旧費，撤去費，断排水費及び共通仮設費について  
穿孔工事費，路面復旧費，撤去費，断排水費及び共通仮設費はいずれも県の基準書，参考図書あるいは(3)の材料単価などから適合するものを使用して算出した直工単価に諸経費率及び請負率を乗じて計算したものである。

### 3 条例第7条第5号該当性について

実施機関は，本件公文書記載の単価を公開することにより，家屋建築の際の公道給水管分岐工事の工事設計価格が推測されるだけでなく，水道部が行う工事の工事設計価格が類推され，適正な入札が行われなくなること及び工事設計価格が類推できるようになると，業者は積算する努力を怠るだけでなく，積算能力が欠如している業者も類推した工事設計価格を用いて入札することが可能になり，不適格な業者が落札するおそれがある旨主張している。

しかしながら，本件公文書の単価は，家屋建築の際の施工条件や周辺の環境条件に適合した資材費等を積み上げた単価，金額の合計に諸経費率及び請負率を乗じて計算したものであり，その施工条件や周辺の環境条件は様々である。加えて資材等の単価は毎年見直しされているため，本件情報を用いて今後の水道工事に関する設計価格を類推することには一定の限界がある。さらに芦屋市では，入札契約事務の透明性の確保や業者の不正な働き掛けをなくすため，130万円を超える工事についての予定価格及び最低制限価格を設定している場合は当該最低制限価格を事前公表するとともに，入札執行後には入札価格及び落札価格を公表している。また，近年，他の自治体も工事に関する情報を公開または公表する傾向にあるため，入札業者は，これらの公表されている情報と市場価格等も参考に工事設計価格を積算する可能性が高いと考えられ，本件情報の公開が適切な入札を妨げるおそれがあるとはいえない。

以上の理由により，本件情報は条例第7条第5号の事務事業情報に該当しない。

したがって，「第1 本審査会の結論」のとおり判断する。

なお，本件のように，特定の個人又は法人等を名指しして行われる公文書公開請求（以下「名指し請求」という。）については，条例第7条第1号の個人情報又は第2号の法人情報に該当することを理由に，非公開とされる場合があると考えられる。したがって，名指し請求があった場合には，実施機関は，申請の受付に当たり，申請の趣旨に即した情報の公開がなされるよう，請求の方法について適切な指導を行うことが望ましい。

## 審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成23年11月9日	諮問書の受理
平成24年2月20日	諮問実施機関から意見聴取 第1回審議
平成24年3月7日	異議申立人の意見陳述 第2回審議
平成24年5月9日	第3回審議
平成24年6月7日	第4回審議
平成24年7月3日	第5回審議